

〔東寺御領庄園斗升増減〕東寺御領庄園斗升増減之事

一十三合。一斗事

下行 二斗五升四合八勺 坊用 二斗七升九合 佛性 三斗四升九合四勺○申

康正元年乙亥十二月十五日

〔古今要覽器財〕十三合升

延徳の比の十合といふものは、式の十合をさすか、長保官升の十合をさすか、しるべからず、たゞ長保の升の十三合ならば、今の壹升二合六勺一撮にあたる、この升の九斗は、今の壹石一斗三升四合九勺許にあたる、是壹段の地の年貢なり、その比の壹段は、今の三百六十歩にあたれば、是を今收納の法に比するに、上田三百六十歩にては、大抵一石八斗、中田は一石一二斗、下田は八九斗にいたるべし、是によれば延徳の時の一石一斗は、今の中田と相比して相應といふべし、然ればこの十三合升は、長保官升の十三合升なる事うたがひなく、併てこの比の十合といふもの、長保官升を用ひし事しるべし、

請申御下地下作職事

合壹段者御本所眞光院殿

右件御下地者、望申ニ付候て、あづけ被下處也、仍御本所之御年貢并御公事物已下、類地のごくたるべく候、名主作職之御年貢者、勘右衛門方の十三合の升にて九斗名主分六斗、宛無干水損可納候、いづれも若無沙汰仕候は、相當時何の下地にても候へ、可被押取候、就中下作事不得御意を、別人ニ契約仕事候は、堅御ざいくわにあづかり可申候、又何時にも候へ、御下地を被取上候は、他人に被仰付候とも、是非一言に及べからず候、仍爲後日請文狀如件、

延徳四年四月二日

彌三郎判